\bigcirc 玉 土 交 通 省 告 示 第 几 百 八 + 五. 号

貨 物 貨 自 物 動 自 車 動 運 車 送 運 事 送 業 事 者 業 が 輸 点 送 安 呼 等 全 に 規 お 則 1 平 て 用 成 1 る 年 ア 運 ル 輸 省 コ] 令 ル 第二十二号) 検 知器を定 第 \Diamond る 七 告 条 示 第 を 匹 次 項 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ 規 う 定 に に 定 基 め づ き、 る。

平 成二十二年 兀 月三十 日

玉 土 交 通 大 臣 臨 時 代 理

玉 務 大 臣 長 妻 昭

貨 物 車 自 動 車 運 業 送 輸 事 業者 が 点 呼 等に お V) 7 用 項 **,** \ る 示 ア で定 ル コ] ル 検 知 器 を 定 \Diamond る 告 は、 示 呼 アル

コ] ル を 検 知 し、 そ \mathcal{O} 有 無 又 は そ \mathcal{O} 濃 度 を 警 告 音 警告 灯、 数 値 等 に ょ り 示 す 機 能 を 有 す る 機 器 にとす

る。

貨

物

自

動

運

送

事

送

安

全

規

則

第

七

条

第

兀

 \mathcal{O}

告

 \Diamond

る

ア

ル

コ

ル

検

知

器

気

中

 \mathcal{O}

附 則

こ の 告示 は、 平 成二十三年四月一 日 か ら施行する。